

ドイツにおける体罰禁止規定

和田上 貴 昭

The Ban on Corporal Punishment of Children in Germany

Takaaki Wadagam

Abstract: This study's objective was to clarify the perception of corporal punishment in Germany through concept analysis and to examine the characteristics and use to prohibit corporal punishment. The concept was defined by analyzing the pre-requirements, attributes, and consequences of the concept using the Rodgers concept analysis method. As a result of the analysis, the attributes are "width of social recognition," "action applied in the practice of raising children," "actions contrary to sociocultural norms," however, the preceding requirements are "social risk factors" and "personal." "Risk factors" were extracted, and "negative effects" and "avoidance methods" were extracted as a result. The results of this study suggest the necessity of enforcing the prohibition law on corporal punishment in child-rearing and improving the child-rearing environment, child-rearing habits, and experience of incurring damage.

Key Words: corporal punishment, upbringing, Germany, concept analysis

要旨: 本研究は、ドイツにおいて体罰がどのように認識されているのかを概念分析を通して明らかにすることにより、その特徴と体罰禁止に向けた取組への概念活用を検討することを目的とした。Rodgersの概念分析法を用いて概念の先行要件、属性、帰結を分析し概念を定義した。分析の結果、属性は《社会的認識の幅》、《養育の慣行として用いられる行為》、《社会文化的規範に反する行為》が、先行要件は《社会的なリスク要因》と《個人的なリスク要因》が、帰結では《ネガティブな影響》と《回避の方法》が抽出された。本研究の結果から、養育における体罰について禁止法制の施行だけでなく、子育て環境の改善や養育の慣習、被害体験に目を向けた取組が必要であることが示唆された。

キーワード: 体罰、養育、ドイツ、概念分析

I. 研究の背景

日本では2019（令和元）年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、2020（令和2）年4月から施行された。厚生労働省ではこの改正を受け、体罰禁止に関する啓発等を目的として2020（令和2）年2月に「体罰等によらない子育てのために」を公表した。ここには体罰の規定やしつけの方法などについて具体的に記されている。これまでしつけと称されて用いられていた体罰が法的に禁止されることによって、児童虐待防止の取り組みが進展したと評価できる。しかしながら民法には懲戒権の規定が残ることになった。懲戒権の懲戒とは、親が子の問題行動に対してしつけの観点から、これを矯正するために必要な範囲で実力を行使することである。一般的な解釈においては体罰も含まれる。民法第822条において「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」とあり、「必要な範囲内」ではあるが、その行為ではなく、意図において「必要」であれば体罰を行うことが可能となる。つまり本改正の体罰禁止と民法の懲戒権の関係性は曖昧であると言わざるを得ない。

世界で最も早い時期に体罰禁止を法定化した国はスウェーデンである。1979年に親子法の改正により「子どもは世話をされ、安全と、質のよいしつけを享受する権利を有する。子どもはその人格と個性を尊重されながら接せられなければならない、体罰にも、その他のいかなる屈辱的な扱いにも、さらされてはならない」（第6章第1条）との規定がなされた。しかしながら、当時、国民の中には体罰を容認する考えを持つ方も多かった。そのため、国は全世界に「あなたは子どもを叩かずに育てられますか」と題する冊子を配布したり、牛乳パックに体罰禁止のメッセージを掲載したり、学校教育において体罰禁止の内容を盛り込んだりするなどの啓発活動を行った。その結果、体罰を容認する国民や児童虐待発生件数は減少した。スウェーデンオンブズマンの調査によると、体罰を容認する意見は段階的に減少しており、2018年の調査では体罰を容認する親は2%、実際に行う親は1%と、国を挙げて行った啓発活動が40年を経て効果を上げていることがわかる¹⁾。

スウェーデンの体罰禁止の法定化後、その動きは世界中に広がっていった。ドイツでは2000年の民法典の改正により、「子どもには非暴力の養育を受ける権利がある」（BGB1631）とされ、体罰禁止が法定化された。スウェーデン同様に体罰禁止への経緯においては反対意見も多く、体罰を容認する意見も多かった。しかし、法改正から20年経過したことで、スウェーデン同様に体罰に対する認識は変化してきている²⁾。

スウェーデン、ドイツ両国共に体罰禁止規定の施行背景には子どもの権利擁護の観点がある。児童の権利に関する条約を例にあげるまでもなく、他者に対する暴力行為は基本的人権の侵害であり、同時に虐待行為を含め、体罰などの身体的暴力は子どもの発達の阻害につながる。そのため、体罰禁止は社会として阻止すべき事柄とされる。しかしながら体罰行為の要因には、親の生育歴や社会における養育に対する考え方などがあり、法律が施行されても人の認識や行為は急に変化することは難しい。スウェーデンにおいて、体罰を容認する意見が段階的に減少

したことはそれを物語っている。日本における体罰禁止の法定化を有効にしていくためにどのような取組をしていくかについては、先行する諸外国の動向を検討する必要があると考える。

II. 目的

本研究は、ドイツにおいて体罰がどのように認識されているのかを概念分析を通して明らかにすることにより、その特徴と体罰禁止に向けた取組への概念活用を検討することを目的とする。

III. 方法

1. 概念分析の方法

本研究では Rodgers の概念分析法³⁾を用いた。概念分析は「現象を意識し、問題を共有するには、意識したことの内容、意味を的確に伝える概念が重要」⁴⁾との考えから看護学領域で構築された方法である。いくつかの手法があるが、Rodgers の概念分析方法は、時間や状況の変化に伴い概念は変化するという考えに基づき、その概念が文献の中でどのように用いられているかを読み取り、概念を構成する要素を抽出するものである。「体罰」は、時代や地域、社会状況により認識等が変化するものであるためこの方法が適切であると考えた。

Rodgers の方法に従い、文献ごとに概念の性質を示す「属性」と、概念に先立って生じることを示す「先行要件」、および概念の結果として生じることを示す「帰結」を抽出した。そして、類似性、相違性を検討しながらサブカテゴリー、カテゴリーとして分類し、それぞれのカテゴリーの関係性を検討し、「体罰」の概念モデルを示した。

2. サンプルの選定

調査対象はドイツを対象にした体罰に関連する研究論文とした。論文検索には、“SCOPUS⁵⁾”、“Sociological Abstracts⁶⁾”、“PsyDoc⁷⁾”、および“PsycINFO⁸⁾”を用いた。学術雑誌のタイトルとアブストラクト、キーワードを対象とし検索語は体罰 corporal punishment にドイツ Germany を組み合わせた。発行年はドイツにおいて体罰禁止が法定化された 2000 年から 2020 年とした。その結果、“SCOPUS”は 17 件、“Sociological Abstracts”は 227 件、“PsyDoc”は 28 件、“PsycINFO”は 5 件の論文が検索された。重複しているものを除き、論文内容がドイツにおける子どもの体罰に関する研究であり、本文が英語もしくはドイツ語で記述されたもののみ選定した。教育現場における体罰について論じられたものもあったが、本研究の対象は家庭における体罰のみとした。最終的に 18 件を対象とした。

分析対象とする用語については、英語において、corporal punishment、physical punishment を対象とし、harsh punishment など、文脈によって体罰を表しているものも含めた。

ドイツ語においては、körperliche Bestrafung、physische Strafen、physische Bestrafung、körperliche Züchtigung、Körperstrafe、körperlich zu strafen、körperlich zu disziplinieren、Züchtigungを対象とし、英語と同様に前後の文脈から判断し、体罰として使用しているものは対象とした。Züchtigungsrecht（体罰の権利／懲戒権）、Körperstrafenverbot（体罰禁止）など、体罰を表す言葉との複合語も前後の文脈から判断し、体罰を意味する部分について対象とした。

3. 倫理的配慮

本研究は文献を対象とした概念分析法であるため、著作権、盗用などの倫理問題に配慮して研究をおこなった。

IV. 結果

1. 属性

属性は、《社会的認識の幅》2 カテゴリー、《養育の慣行として用いられる行為》2 カテゴリー、《社会文化的規範に反する行為》2 カテゴリーで構成された（表1）。なお構成要素は《》、カテゴリーは【】、サブカテゴリーは□で表記した。

（1）《社会的認識の幅》

1）【多様なとらえ方】

体罰は多様な行為を含む概念である。対象とした文献においては、「お尻への平手打ちや軽い平手打ち」⁹⁾、「背中を叩く行為、軽い平手打ち、強い平手打ち、出血を伴う殴打、棒で尻を強く叩く行為、キック、首締め、物で叩く行為」¹⁰⁾などの例が挙げられている。それらは軽度、重度の区別がつけられていて、それぞれの程度によって異なる認識がなされていた。例えば平手打ちなどの軽い罰は体罰とは見なさない¹¹⁾との記述が見られた。これらを、「程度による異なる認識」とした。また、「頻度の違い」は子どものメンタルヘルスに与える影響が異なることを指摘し区別する研究¹²⁾など、体罰の頻度もその多様性の1つとして捉えることができる。

〔軽度の身体的虐待〕と〔虐待との区別〕は相反するものであるが、体罰を軽度の虐待と捉える記述がある一方、児童虐待とは異なる事柄として取り扱われている記述があった。

2）【現状の傾向】

〔支持の低下〕に区分した通り、体罰に対するドイツ国民の認識としては、2000年の体罰禁止の法定化以降、体罰使用の減少が指摘されている。特に若年層において、体罰支持の低下が見られるとの記述があった。

(2) 《養育の慣行として用いられる行為》

1) 【社会的に認められた行為】

体罰支持の低下が見られるものの、「全体として、体罰に対する支持はドイツ国民に依然として非常に広まっています」¹³⁾ といった表記があり、ドイツにおいて現在も [一般的な行為] として、体罰は用いられていることがわかる。2000年に体罰禁止が法定化されるまでは慣習法として [許容されるもの] として体罰は国民に容認されてきた。また、「体罰」は [養育における親の権利] として認識されてきた歴史があることも影響している可能性がある。

2) 【養育の手段】

善し悪しの判断があるにしても、ドイツにおいて体罰は「自分の子どもを育てる方法」¹⁴⁾ として用いられ、[養育の行為] の1つとして認識されている。また、「多くの親が、子どもの行動が悪かった時には、尻を叩いたり、強く触ったり振ったりするなど、物理的なお仕置きをしなければならなかった」¹⁵⁾ といった表記にも見られるように、[しつけの手段] として用いられているとの記述が見られた。

(3) 《社会文化的規範に反する行為》

1) 【否定的に捉えられる行為】

多くの人が用いるにもかかわらず、体罰は否定的なとらえ方をされている。その根拠の1つには [子どもの権利に反するもの] である。その根拠としては1989年に国連総会で採択された児童の権利に関する条約の規定があげられている。具体的な「体罰」の定義については2007年に国連児童権利委員会の規定「身体的暴力を使用し、ある程度の痛みや不快感を引き起こすような軽度の罰」がある¹⁶⁾。このようなことも背景にあるためか、「体罰」は [不適切な行為] として認識されている。

2) 【違法行為】

先ほどの [子どもの権利に反するもの] と同様の文脈において法的に禁止されていることが記されている。また法的に禁止される前の時代との対比や、後述する [法規制による抑制] などとの関連で [法的禁止事項] であることが記されている場合もある。

表1：ドイツにおける「体罰」概念の属性

構成要素	カテゴリー	サブカテゴリー	著者、出版年
社会的認識の幅	多様なとらえ方	程度による異なる認識	Clemens et al. (2019) ¹⁷ , Witt et al. (2017) ¹⁸ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ¹⁹ , Parzeller et al. (2010) ²⁰ , Reichle and Franiek (2009) ²¹ , Hahlweg et al. (2008) ²² , Bussmann (2004) ²³
		頻度の違い	Witt et al. (2017) ²⁴ , DuRivage et al. (2015) ²⁵ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ²⁶ , Hahlweg et al. (2008) ²⁷ , Hardt and Hoffmann (2006) ²⁸
		軽度の身体的虐待	Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ²⁹ , Clemens et al. (2019) ³⁰ , Witt et al. (2017) ³¹
		虐待との区別	DuRivage et al. (2015) ³² , Hardt and Hoffmann (2006) ³³
	現状の傾向	支持の低下	Clemens et al. (2019) ³⁴ , Witt et al. (2017) ³⁵
養育の慣行として用いられる行為	社会的に認められた行為	一般的な行為	Clemens et al. (2019) ³⁶ , Witt et al. (2017) ³⁷ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ³⁸
		許容されるもの	Markus (2018) ³⁹ , DuRivage et al. (2015) ⁴⁰ , Elder (2014) ⁴¹ , Parzeller et al. (2010) ⁴²
		養育における親の権利	Hellmann et al. (2018) ⁴³ , Elder (2014) ⁴⁴ , Parzeller et al. (2010) ⁴⁵
		養育の手段	養育の行為
		しつけの手段	Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ⁵² , DuRivage et al. (2015) ⁵³
社会文化的規範に反する行為	否定的に捉えられる行為	子どもの権利に反するもの	Clemens et al. (2019) ⁵⁴ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ⁵⁵ , Parzeller et al. (2010) ⁵⁶
		不適切な行為	Parzeller et al. (2010) ⁵⁷ , Reichle and Franiek (2009) ⁵⁸ , Uslucan (2009) ⁵⁹ , Hahlweg et al. (2008) ⁶⁰ , Hardt et al. (2008) ⁶¹ , Barnow, Lucht and Freyberger (2001) ⁶²
	違法行為	法的禁止事項	Clemens et al. (2019) ⁶³ , Witt et al. (2017) ⁶⁴ , Parzeller et al. (2010) ⁶⁵ , Hardt and Hoffmann (2006) ⁶⁶ , DuRivage et al. (2015) ⁶⁷ , Bussmann (2004) ⁶⁸

2. 先行要件

先行要件は、《社会的なリスク要因》1カテゴリー、《個人的なリスク要因》3カテゴリーで構成された（表2）。

（1）《社会的なリスク要因》

1) 【社会状況からの影響】

ドイツを含むヨーロッパ6カ国の比較研究において「親による体罰の使用と国内の体罰の法的地位との間に関連性がある」⁶⁹と報告されているように、法的禁止はその国において体罰が法的に禁止されているかは、体罰に対する国民の認識に影響を与える。またさらに直接的に「体罰の禁止は、法的意識に影響を及ぼし、おそらく親の態度に影響を及ぼし、最終的には親

の行動に影響を及ぼします」⁷⁰⁾と指摘している研究もある。法的な枠組みによる影響は大きいと考えることができる。また、その親の属する「文化的規範」が体罰行動に結びつく場合もある。ドイツに暮らす移民の子育ての調査では、ドイツに暮らすその他の親たちと比較して体罰行為が多く見られた背景に自身の文化的規範があったことを指摘している⁷¹⁾。

(2) 《個人的なリスク要因》

1) 【志向性の背景】

「多くの親は、危機的な状況に陥り、子どもとの葛藤が急速に発展していく中で、感情的に自分をコントロールすることが難しく感じています。」⁷²⁾の記述があるように体罰は、[親の追い詰められた状況]の中で用いられる。体罰の使用を肯定していない人でも使わざるを得ないものとして記述されている。一方、体罰の使用について「肯定的姿勢」をみせる親も存在する。体罰使用に対する肯定的な考えは権威主義や右翼の過激派のイデオロギーと関連しているとの指摘⁷³⁾や、男児に対して肯定的に用いられることが多い⁷⁴⁾などの記述も見られる。禁止法制定後においても行動の変容が見られない親も存在する⁷⁵⁾。

2) 【社会的地位】

体罰の使用リスクが高い親たちが存在することについての記述も見られる。[学歴の低さ]や[居住地域]、[経済状況]はリスクの高い親として指摘されている。これらは生活の不安定さなどにつながるためであると考えられる。ドイツ特有の状況としては、旧東ドイツの地域の体罰使用の高さについて指摘している研究⁷⁶⁾がある。

3) 【世代間の連鎖】

[リスクとしての被害体験]は、体罰の被害者は心理的被害の悪影響により、体罰に対して肯定的で使用する割合が高い等の記述から抽出した。特に重度の体罰被害者は体罰を承認する可能性が高いことが示唆されている。このような被害体験の伝達を体罰の世代間伝達として捉えたものを「暴力のサイクル」とした。[暴力のサイクル]についての記述においては、「断ち切る」という用語との関連で記述されていることが多く見られた。

表2：ドイツにおける「体罰」概念の先行要件

構成要素	カテゴリー	サブカテゴリー	著者、出版年
社会的なリスク要因	社会状況からの影響	法規制による抑制	Clemens et al. (2019) ⁷⁷⁾ , Hellmann et al. (2018) ⁷⁸⁾ , Witt et al. (2017) ⁷⁹⁾ , DuRivage et al. (2015) ⁸⁰⁾ , Bussmann (2004) ⁸¹⁾
		文化的規範	Clemens et al. (2019) ⁸²⁾ , Hellmann et al. (2018) ⁸³⁾ , DuRivage et al. (2015) ⁸⁴⁾ , Graf et al. (2014) ⁸⁵⁾ , Bussmann (2004) ⁸⁶⁾
個人的なリスク要因	志向性の背景	親の追い詰められた状況	Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ⁸⁷⁾ , Hahlweg et al. (2008) ⁸⁸⁾
		肯定的姿勢	Clemens et al. (2019) ⁸⁹⁾ , Witt et al. (2017) ⁹⁰⁾ , Bussmann (2004) ⁹¹⁾
	社会的地位	学歴の低さ	DuRivage et al. (2015) ⁹²⁾ , Hahlweg et al. (2008) ⁹³⁾ , Barnow, Lucht and Freyberger (2001) ⁹⁴⁾
		居住地域	Witt et al. (2017) ⁹⁵⁾ , Hahlweg et al. (2008) ⁹⁶⁾
		経済状況	Clemens et al. (2019) ⁹⁷⁾ , Hellmann et al. (2018) ⁹⁸⁾ , DuRivage et al. (2015) ⁹⁹⁾ , Hahlweg et al. (2008) ¹⁰⁰⁾ , Barnow, Lucht and Freyberger (2001) ¹⁰¹⁾
	世代間の連鎖	リスクとしての被害体験	Clemens et al. (2019) ¹⁰²⁾ , Witt et al. (2017) ¹⁰³⁾ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ¹⁰⁴⁾ , Bussmann (2004) ¹⁰⁵⁾
暴力のサイクル		Witt et al. (2017) ¹⁰⁶⁾ , Graf et al. (2014) ¹⁰⁷⁾ , Bussmann (2004) ¹⁰⁸⁾	

3. 帰結

帰結は、《ネガティブな影響》2 カテゴリー、《回避の方法》1 カテゴリーで構成された (表3)。

(1) 《ネガティブな影響》

1) 【被害による子どもの影響】

体罰の被害体験は子ども達の過度な攻撃性や反社会的な攻撃的行動、破壊的な行動、自殺未遂など [不適切な行動の要因] となることが明らかになっている。同時にそれらと関連して、うつ病や過度な不安、不適応など [メンタルヘルス上の問題要因] となっている。

2) 【虐待につながる行為】

[虐待との関連] においては、体罰の被害体験による影響は児童虐待の被害と同様であることが記述されている。また体罰被害者は同時に虐待被害者である可能性があるなどの記述も見られた。

(2) 《回避の方法》

1) 【防止の取組】

親に対するペアレンティング・トレーニングにより体罰行為を抑制できることが明らかになっている¹⁰⁹⁾¹¹⁰⁾。また法改正そのものではなく、その際におこなわれたキャンペーンによって体罰に対する認識を変えることができ、体罰行為を抑制することができる¹¹¹⁾との記述もあった。これらを [教育による行動抑制] とした。さらに体罰禁止法の制定により [法律による規制]

をおこなうことで抑制することが可能とされている。特に重度の体罰に対して有効との記述がある¹¹²⁾。一方、国民への認知が十分でないためにドイツではスウェーデンほどの効果がなかったとの記述も見られた¹¹³⁾。

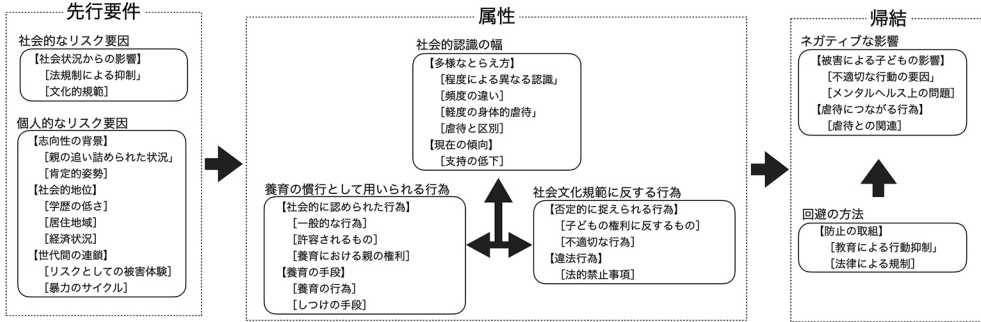
表3：ドイツにおける「体罰」概念の帰結

構成要素	カテゴリー	サブカテゴリー	著者、出版年
ネガティブな影響	被害による子どもの影響	不適切な行動の要因	Witt et al. (2017) ¹¹⁴⁾ , DuRivage et al. (2015) ¹¹⁵⁾ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ¹¹⁶⁾ , Hardt et al. (2008) ¹¹⁷⁾ , Essau, Sasagawa and Frick (2006) ¹¹⁸⁾ , Bussmann (2004) ¹¹⁹⁾ , Barnow, Lucht and Freyberger (2001) ¹²⁰⁾
		メンタルヘルス上の問題要因	Hardt et al. (2018) ¹²¹⁾ , DuRivage et al. (2015) ¹²²⁾ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ¹²³⁾ , Hahlweg et al. (2008) ¹²⁴⁾ , Barnow, Lucht and Freyberger (2001) ¹²⁵⁾
	虐待につながる行為	虐待との関連	Hardt et al. (2018) ¹²⁶⁾ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ¹²⁷⁾ , Hardt et al. (2008) ¹²⁸⁾
回避の方法	防止の取組	教育による行動抑制	Witt et al. (2017) ¹²⁹⁾ , Kliem, Foran and Hahlweg (2015) ¹³⁰⁾ , Hahlweg et al. (2008) ¹³¹⁾ , Bussmann (2004) ¹³²⁾
		法律による規制	Hellmann et al. (2018) ¹³³⁾ , Witt et al. (2017) ¹³⁴⁾ , DuRivage et al. (2015) ¹³⁵⁾ , Bussmann (2004) ¹³⁶⁾

4. ドイツにおける「体罰」の概念モデル

以上の構成要素、カテゴリー、サブカテゴリーからドイツにおける「体罰」の概念モデルを作成した（図1）。先行要件として、体罰に対する認識等が構築される背景には【社会状況からの影響】だけでなく、【志向性の背景】や【社会的地位】、【世代間の連鎖】といった個人の置かれた状況や経験が存在する。属性としては、【社会的に認められた行為】や【養育の手段】として養育の慣行として用いられる行為として認識されている一方、【否定的に捉えられる行為】や【違法行為】として社会文化的規範に反する行為としても認識されている。またその程度や頻度によっても認識のされ方は異なり、【多様なとらえ方】をされているが、時代状況によってそれらは変化しつつあり【現在の傾向】として否定的な認識が広がっている。帰結として、【被害による子どもの影響】や【虐待につながる行為】が危惧され、法規制等、【防止の取組】を行うべきと考えに結びついている。

図1：ドイツにおける「体罰」の概念モデル



V. 考察

1. 「体罰」の概念規定の難しさ

図1の概念モデルにおける属性のサブカテゴリーに着目してドイツにおける「体罰」を説明すると次のようになる。

ドイツにおいて体罰は「法的禁止事項」ではあるが、体罰行為の内容は軽度から重度といった「程度による異なる認識」が見られる。それは「頻度の違い」においても同様で、「軽度の虐待」と認識されるものや「虐待とは区別」して認識されるものもある。軽度のものについては「一般的な行為」として認識されており、「養育の行為」および「しつけの手段」として用いられている。その背景には歴史的に「養育における親の権利」として認識されてきた歴史があり、現在も「許容されるもの」との認識されている。ただし、体罰が「子どもの権利に反するもの」として認識され、子どもに対する心身の悪影響から「不適切な行為」として体罰の使用に対する「支持の低下」が生じている。

体罰を社会文化規範に反する行為として認識され法規制をしながらも、一般には養育の方法として用いられているという矛盾をはらんでいるように見える。この矛盾の背景にはいくつかの要因が考えられる。1つは体罰と認識されるものの範囲の広さである。既述したとおり、背中を叩く行為、軽い平手打ち、強い平手打ちなど、体罰の内容には多様なものが存在する。これらに程度や頻度などの要素が加わると、一つ一つに対する認識は異なる可能性が出てくる。次に、体罰が親の権利として容認されてきた時代があったことは体罰に対する認識を完全に否定すべきものでないとの意見を形成する背景に存在すると考えられる。この意見に対する現代的な後ろ盾として権威主義的な考え方の主張などがある。対象とした文献では右翼のイデオロギーと関連することが指摘されていたが、支持政党との関連で説明されているものもある。親の権利という意識が過去のこととして認識されていない可能性がある。ただし、一方で子どもの権利擁護の観点から体罰に対する否定的な認識を持つ人々も存在する。

3つめとして、体罰による被害体験や子育ての負担、経済状況などから体罰を使用せざるを

得ない状況にある人がいることである。さらに対象とした研究には、その場しのぎにはなるが、子どもの行為を一時的に止めさせることに効果があるため用いられるとの記述も見られた。

こうした要因により体罰は多様な認識において理解されていると考えることができる。これらの状況を踏まえてドイツにおける体罰概念を次のように定義した。「子どもに対する養育の手段として用いられる身体的暴力等を含む懲罰で、子どもの権利の観点からその使用に対して禁止されているものの、養育の慣行として用いられることがあるもの」である。

2. 体罰禁止の法定化の位置づけ

本研究の体罰概念における、先行要件、属性、帰結において明らかになったとおり、体罰に対する認識が社会的なリスクと個人的なリスクにより形作られる。社会的な側面において体罰禁止の法定化は体罰の抑止力として役割を果たしている。特に重度のものについては抑止力として効果的であるとの指摘があった。社会における規範が体罰に対する認識や行動を左右するため、法定化による国民への周知は有効な手段の1つであると考えられる。ただし、個人的なリスクに対しては別の方策が必要であると考えられる。人々の慣習は法律のようにすぐに変更が可能なものではないため、時間をかけて認知の変容や行動修正などの養育の慣習を変更していくが必要である。被養育体験として体罰が用いられた経験はその人の養育態度に大きな影響を与えるため、ペアレンティング・トレーニング等を用いた、体罰を用いない養育方法の教育や子育て環境の負担軽減などが有効であると考えられる。

VI. 研究の限界

本研究においてRodgersの概念分析を用いたが、Rodgersは分析対象とするデータについて、様々な研究領域からそれぞれ少なくとも30項目または母集団の20%のいずれか大きい方を選択する必要があるとしている¹³⁷⁾。しかしながら今回の分析において、明らかにする概念をドイツにおける「体罰」と限定したこと、日本における研究であったことなどから分析対象は18とせざるを得なかった。この点が本研究結果に影響を与えている可能性があることは否めないことを付記しておく。

なお本研究は、文部科学省科学研究費助成事業、基盤基盤研究(B)『親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究』(研究代表者：藤岡孝志)の助成金を受けて実施された調査の成果の一部である。

注

- 1) 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2014)子どもに対する暴力のない社会をめざして 体罰を廃止したスウェーデンにおいて5年のあゆみ
- 2) 和田上 貴昭(2020)体罰の認識：ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから、日本社会事業大学研究紀要 66, 47-57.

- 3) Rogers, B.L. (2000) Concept analysis: an evolutionary view, In Rogers, B.L & Knafelz, K.A. *Concept development in nursing: foundations, techniques and applications, second edition*. Philadelphia: W.B. Saunders Company.
- 4) 上村 朋子, 本田 多美枝 (2006) 「概念分析」の主な手法とその背景についての文献的考察
日本赤十字看護学会誌 6(1), 94-102, 96.
- 5) エルゼビア社が提供している自然科学各分野、社会科学分野の文献情報データベース。
- 6) CSA 社が提供している社会学、社会科学、行動科学関連の抄録・索引データベース。
- 7) ドイツ、ザールラント大学とドイツの州立図書館がサポートしている心理学のリポジトリ。
- 8) アメリカ心理学会が作成している心理学およびその境界領域に関する文献情報データベース。
- 9) Sören Kliem, S., Foran, H. M. and Hahlweg, K. (2015) Lässt sich körperliche Bestrafung durch ein Elternttraining reduzieren?: Ergebnisse einer 3-Jahres-Längsschnittuntersuchung. *Kindheit und Entwicklung* 24(1), 37-46, 37.
- 10) Clemens, V., Decker, O., Plener, P.L., Brähler, E. and Fegert, J.M. (2019) Autoritarismus wird salonfähig in Deutschland: Ein Risikofaktor für körperliche Gewalt gegen Kinder? *Zeitschrift für Kinder- und Jugendpsychiatrie und Psychotherapie* 47(5) , 435-465, 455.
- 11) Hahlweg, K., Heinrichs, N., Bertram, H., Kuschel, A. and Widdecke, N. (2008) Körperliche Bestrafung: Prävalenz und Einfluss auf die psychische Entwicklung bei Vorschulkindern. *Kindheit und Entwicklung* 17(1), 46-56, 49.
- 12) DuRivage, N., Keyes, K., Leray, E., Fermanian, C. and Kovess-Masfety, V. (2015) Parental use of corporal punishment in Europe: Intersection between public health and policy. *PLoS ONE* 10(2), DOI: 10.1371/journal.pone.0118059.
- 13) 前掲 10) p.458
- 14) 前掲 10)p.458
- 15) 前掲 9) pp.39-40
- 16) 前掲 10)
- 17) 前掲 10)
- 18) Witt, A., Fegert, J.M., Rodens, K.P., Lührs Da Silva, C. and Plener, P.L. (2017) The Cycle of Violence: Examining Attitudes Toward and Experiences of Corporal Punishment in a Representative German Sample. *Journal of Interpersonal Violence*, DOI: 10.1177/0886260517731784.
- 19) 前掲 9)
- 20) Parzeller, M., Zedler, B., Bratzke, H. and Dettmeyer, R. (2010) Körperverletzung, aussetzung und verletzung der fürsorgepflicht gegenüber kindern. *Rechtsmedizin* 20(3), 179-187.
- 21) Reichle, B. and Franiek, S. (2009) Erziehungsstil aus elternsicht: Deutsche erweiterte version des Alabama Parenting Questionnaire für Grundschulkindern. *Zeitschrift für*

Entwicklungspsychologie und Pädagogische Psychologie. 41(1), 12-25.

- 22) 前掲 11)
- 23) Busmann, Kai-D.(2004)Evaluating the Subtle Impact of a Ban on Corporal Punishment of Children in Germany. *Child Abuse Review* 13(5), 292-311.
- 24) 前掲 18)
- 25) 前掲 12)
- 26) 前掲 9)
- 27) 前掲 11)
- 28) Hardt, J. and Hoffmann, S. O. (2006) Kindheit im Wandel - Teil II: Moderne bis heute. *Praxis der Kinderpsychologie und Kinderpsychiatrie* 55(4), 280-292.
- 29) 前掲 9)
- 30) 前掲 10)
- 31) 前掲 18)
- 32) 前掲 25)
- 33) 前掲 28)
- 34) 前掲 10)
- 35) 前掲 18)
- 36) 前掲 10)
- 37) 前掲 18)
- 38) 前掲 9)
- 39) Markus, M. (2018) Corporal punishment in late modern english dialects. *English Today* 34(3), 17-26.
- 40) 前掲 25)
- 41) Elder, S. (2014) A right to beat a child? Corporal punishment and the law in wilhelmine Germany. *Central European History* 47(1), 54-75.
- 42) 前掲 20)
- 43) Hellmann, D.F., Stiller, A., Glaubitz, C.and Kliem, S. (2018) (Why) do victims become perpetrators? Intergenerational transmission of parental violence in a representative german sample. *Journal of Family Psychology* 32(2), 282-288.
- 44) 前掲 41)
- 45) 前掲 20)
- 46) 前掲 10)
- 47) 前掲 18)
- 48) 前掲 25)
- 49) 前掲 20)
- 50) Essau, C. A., Sasagawa, S., Frick, P. J. (2006) Psychometric Properties of the Alabama Parenting Questionnaire. *Journal of Child and Family Studies* 15(5), 597-616.

- 51) Barnow, S., Lucht, M., Freyberger, H.-J. (2001) Influence of punishment, emotional rejection, child abuse, and broken home on aggression in adolescence: An examination of aggressive adolescents in Germany. *Psychopathology* 34(4), 167-173.
- 52) 前掲 9)
- 53) 前掲 25)
- 54) 前掲 10)
- 55) 前掲 9)
- 56) 前掲 20)
- 57) 前掲 20)
- 58) 前掲 21)
- 59) Uslucan, Haci-Halil (2009) Gewalterfahrungen, Erziehung im Elternhaus und Wohlbefinden bei deutschen und türkischen Jugendlichen. *Praxis der Kinderpsychologie und Kinderpsychiatrie* 58, 278-296.
- 60) 前掲 11)
- 61) Hardt, J., Sidor, A., Nickel, R., Kappis, B., Petrak, F., and Egle U. T. (2008) Childhood Adversities and Suicide Attempts: A Retrospective Study. *Journal of Family Violence* 23(8), 713-718.
- 62) 前掲 51)
- 63) 前掲 10)
- 64) 前掲 18)
- 65) 前掲 20)
- 66) 前掲 28)
- 67) 前掲 25)
- 68) 前掲 23)
- 69) 前掲 25), p.8
- 70) 前掲 23), p.304
- 71) Graf, F. A., Roder, M., Hein, S., Müller, R. O. and Ganzorig, O. (2014) Cultural Influences on Socialization Goals and Parenting Behaviors of Mongolian Parents. *Journal of Cross-Cultural Psychology* 45(8), 1317-1327.
- 72) 前掲 11), p.49
- 73) 前掲 10)
- 74) 前掲 27)
- 75) 前掲 23)
- 76) 前掲 18)
- 77) 前掲 10)
- 78) 前掲 43)
- 79) 前掲 18)

- 80) 前掲 25)
- 81) 前掲 23)
- 82) 前掲 10)
- 83) 前掲 43)
- 84) 前掲 25)
- 85) 前掲 71)
- 86) 前掲 23)
- 87) 前掲 9)
- 88) 前掲 11)
- 89) 前掲 10)
- 90) 前掲 18)
- 91) 前掲 23)
- 92) 前掲 25)
- 93) 前掲 11)
- 94) 前掲 51)
- 95) 前掲 18)
- 96) 前掲 11)
- 97) 前掲 10)
- 98) 前掲 43)
- 99) 前掲 25)
- 100) 前掲 11)
- 101) 前掲 51)
- 102) 前掲 10)
- 103) 前掲 18)
- 104) 前掲 9)
- 105) 前掲 23)
- 106) 前掲 18)
- 107) 前掲 71)
- 108) 前掲 23)
- 109) 前掲 9)
- 110) 前掲 11)
- 111) 前掲 23)
- 112) 前掲 23)
- 113) 前掲 23)
- 114) 前掲 18)
- 115) 前掲 25)
- 116) 前掲 9)

- 117) 前掲 61)
- 118) 前掲 50)
- 119) 前掲 23)
- 120) 前掲 51)
- 121) 前掲 28)
- 122) 前掲 25)
- 123) 前掲 9)
- 124) 前掲 11)
- 125) 前掲 51)
- 126) Hardt, J., Kreutzberger, C., Schier, K., and Laubach, W.(2018) Kindheitsbelastungen und Symptome der Sozialen Phobie und Agoraphobie im Erwachsenenalter. *Zeitschrift für Psychosomatische Medizin und Psychotherapie*. 64(2), 144-157.
- 127) 前掲 9)
- 128) 前掲 61)
- 129) 前掲 18)
- 130) 前掲 9)
- 131) 前掲 11)
- 132) 前掲 23)
- 133) 前掲 43)
- 134) 前掲 18)
- 135) 前掲 25)
- 136) 前掲 23)
- 137) 前掲 3)